

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業の換地処分を当該右欄に掲げる日に行った旨届出があった。

平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土 地 改 良 事 業 名	換 地 処 分 日
丸亀市	非補助土地改良事業（区画整理）円座谷地区	平成21年3月13日
〃	非補助土地改良事業（区画整理）下土居地区	平成21年3月13日